

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	東太美 地区 (下野、上野、経塚、立野、矢留、立美、立野新、 北部市野沢、南部市野沢、殿、大西、土生、立野原西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化や農業収入の減少により従事者の減少に歯止めがかからないことなどから、農地利用の持続は年々厳しくなっている。耕作放棄地を出さず継続的な農地利用を図り、地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保、育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。分散する農業従事者の農地を集約するとともに、収益率の高い新たな作物栽培品種の検討など、生産性及び収益率の高い農業へと地域全体で経営方針を転換していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地区内を農地整備事業を活用し、大型圃化し、担い手による集約化した経営を考える。土生新で担い手は一つの集落営農組織としての経営を目指し、多面的機能支払交付金等を活用しながら地域と営農組織が協力する経営が目標となる。

育苗等を共同で作業していることからここを起点に営農組織の設立や機械等の共同利用等も検討する。また、地域の特産作物の干柿、あんぽ柿の生産も協業化することも検討していく。その他の営農組織では経営の効率化を相互に図る。

・農業従事者の高齢化と後継者不足を打破するため、農地の集積・集約化をさらに推し進め、農作業の省力化と効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

地域内外から農地を利用する人材を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業従事者への再配分を進められるよう必要な条件整備を行うことで、地域コミュニティの活性化を推し進める。

地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	502.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	502.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

・集積、集約化はほぼ完了しているので、それを維持管理する。他の営農組織と耕作地の交換等を協議し効率化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、話し合いによって担い手の経営意向もくみ取りながら段階的に集約を推し進める。

・各担い手の管理圃場の集約化及び、耕作放棄地の作付け管理者の選定をする。

(3) 基盤整備事業への取組方針 ・新規就農者並びに認定農業者確保のため、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化、汎用化等の基盤整備を推し進める。 ・草刈り作業の省力化を図るため、畦畔の勾配を緩やかにする。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・あんぽ柿や干し柿と野菜を組み合わせた農業者を育成したり、移住等による新規就農者を確保したい。 ・市並びにJAと連携し、地域内外から新規就農者・認定農業者・多様な経営体の募集や・栽培技術や補助事業による各種支援を行い、相談から定着まで切れ目のない取り組みを地域全体として展開する。 ・省力化が図られた近隣営農組織との連携を検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・市、JAとの連携し諸問題を解決する。 ・地域内における農作業の効率化を図るため、組織間の合併や共同作業化を図る。 ・東太美地区転作組合へ転作作物(大麦、大豆)の作業委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】 ①集落内ではまだイノシシ等の獣害の被害はないが、近隣は被害が発生しており電気柵等の設置を検討。 ①草刈りなどで鳥獣被害の軽減。 ③労働力の減少から、将来的にドローンなどを活用した経営を検討。 ⑦多面的機能支払交付金を活用し、農業者と非農業者が連携しながら農地を活用・保全する。
